

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	14
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	14
○河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管…（維持管理防災課）	14
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（住宅課）	15
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	16
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17

告 示

北海道告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（和寒中部地区（農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和元年10月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第665号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和元年10月8日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び羅臼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年10月8日

北海道知事 鈴木直道

1	道路の種類	道道			
2	路 線 名	上磯峠下線			
3	道路の区域				
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
北斗市中央3丁目38番6地先（一般国道228号交点）から	同市中野151番1地先まで	前	15.99mから 39.30mまで	2992.60m	一般国道228号 重複L=14.88m
		後	15.99mから 39.30mまで	3000.38m	一般国道228号 重複L=22.77m

北海道告示第667号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により除却した工作物について、同条第4項の規定により保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公示する。

なお、当該工作物の保管その他の措置に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権限を有する者の負担とする。

令和元年10月8日

北海道知事 鈴木直道

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- 保管工作物一覧簿のとおり
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
保管工作物一覧簿のとおり
- 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
(1) 保管を始めた日時 保管工作物一覧簿のとおり
(2) 保 管 の 場 所 保管工作物一覧簿のとおり
- 4 保管した工作物を返還する場合の手続
北海道渡島総合振興局函館建設管理部において、当該工作物の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物について権限を有する者であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課 電話0138-45-9632
郵便番号 041-0806 函館市美原1丁目47番8号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課 電話0138-45-6512

保管工作物一覧簿

整理 番号	保 管 し た 工 作 物 名称又は種類 形状又は特徴	数量	保管した工作物が放 置されていた場所	工作物を除却した 日時	当該工作物の保管場所 及び保管を始めた日時
1	庭石 縦0.5m/横0.5m/高さ0.5m	49個	右岸函館市上湯川町 82番1	令和元年9月9日 9時30分から17時 まで及び同月10日 9時30分から17時 まで	(1) 当該工作物の保管 場所 函館市上湯川町82番2 地先(松倉川右岸河川 敷地) (2) 保管を始めた日時 令和元年9月10日17時
2	庭石 縦1.0m/横0.5m/高さ0.5m	58個	同上	同上	同上
3	庭石 縦1.0m/横1.0m/高さ0.5m	10個	同上	同上	同上
4	庭石 縦1.0m/横1.0m/高さ1.0m	1個	同上	同上	同上
5	庭石 縦1.5m/横0.5m/高さ0.5m	5個	同上	同上	同上
6	庭石 縦1.5m/横1.0m/高さ0.5m	8個	同上	同上	同上
7	庭石 縦1.5m/横1.5m/高さ0.5m	5個	同上	同上	同上
8	庭石 縦1.5m/横1.5m/高さ1.0m	1個	同上	同上	同上
9	庭石 縦2.0m/横1.0m/高さ0.5m	3個	同上	同上	同上
10	庭石 縦2.0m/横1.0m/高さ1.0m	2個	同上	同上	同上
11	庭石 縦2.0m/横1.5m/高さ0.5m	2個	同上	同上	同上
12	庭石 縦2.0m/横2.0m/高さ0.5m	2個	同上	同上	同上

13	庭石	縦2.0m/横2.0m/高さ1.0m	1個	同上	同上	同上
14	庭石	縦2.5m/横1.0m/高さ0.5m	1個	同上	同上	同上
15	庭石	縦2.5m/横2.0m/高さ0.5m	4個	同上	同上	同上
16	庭石	縦3.5m/横1.0m/高さ0.5m	1個	同上	同上	同上
小計			153個	同上	同上	同上
17	タンク	塩化ビニール製 直径2.2m 高さ2.6m	1個	同上	同上	同上
18	汽船	FRP製 長さ7.41m 幅 1.17m 深さ0.51m	1隻	左岸函館市湯川3丁 目2番3号地先(国 道278号線汐見橋下 部)	同上	同上

北海道告示第668号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月8日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る物品等の名称及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- 落札を決定した日
令和元9月25日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 落札金額
97,185円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和元年8月16日付け北海道告示第561号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道建設部住宅局住宅課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年10月8日

北海道渡島総合振興局長 佐々木 徹

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和2年1月10日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年10月8日（火）から同月18日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 令和元年10月29日（火）午前9時30分（送付による場合は、同月28日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年4月23日付け北海道渡島総合振興局告示第72号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of Personal Computer 1 set
- B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., October 29, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 28, 2019)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第455号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月8日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道警察情報管理システム検証用サーバ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
令和元年9月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 日通商事株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区海岸1丁目14番22号
- 4 落札金額
1,485,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年7月30日付け北海道警察本部告示第355号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目